

# 滋賀県総合雪対策プラン（改定案）

平成22年 月

滋 賀 県



## 目 次

|                      |    |
|----------------------|----|
| 第1編 計画の基本的考え方        | 1  |
| 第1章 計画策定の趣旨          | 1  |
| 第1節 計画の背景と趣旨         | 1  |
| 第2節 計画の性格            | 2  |
| 第2章 計画の基本的方向         | 3  |
| 第1節 計画の目標像           | 3  |
| 第2節 計画の基本的方向         | 3  |
| 第2編 施策の展開            | 5  |
| 第1章 雪対策の基礎づくり……      | 5  |
| 第1節 雪情報の把握……         | 6  |
| 第2節 調査・研究の推進……       | 7  |
| 第3節 県民総参加の雪対策体制づくり   | 7  |
| 第2章 雪に負けない郷土づくり      | 9  |
| 第1節 雪に強いみちづくり……      | 10 |
| 第2節 雪に強い家づくり ..      | 11 |
| 第3節 雪に強いまちづくり……      | 11 |
| 第4節 雪に負けない生活環境づくり……  | 12 |
| 第5節 雪に負けない地域産業づくり .. | 13 |
| 第6節 災害対策の充実 ..       | 14 |
| 第3章 雪に親しむ郷土づくり…      | 16 |
| 第1節 親雪対策の推進……        | 17 |
| 第2節 利雪対策の推進 ..       | 18 |
| 第3編 計画の推進…… ..       | 19 |



## 第1編 計画の基本的考え方

### 第1章 計画策定の趣旨

#### 第1節 計画の背景と趣旨

わが国の国土の約51%は豪雪地帯であり、また、総人口の約16%がこの地域に居住しておりわが国経済社会の重要な地位を占めている。

本県においても、北部地域を中心に県土面積の約27%が豪雪地帯であり、約13%を占める人びとが生活を営んでいる。

雪は、河川や琵琶湖ひいては県民生活にとって貴重な水資源であるが、積雪地域では、毎年降積雪により、県民の日常生活や産業活動をはじめとして様々な分野で影響を受けている。

これらの地域では、雪による障害から県民の暮らしや経済活動を守り、安全で快適な、しかも豊かな生産活動が展開していけるよう、環境意識の高まり、高齢化、高度情報化の進展や県民のニーズの変化に対応した総合的な雪対策を実施し、雪と調和、共存し、さらにこれを生かす雪国の創造を進める必要がある。

国においては、平成18年11月に、全国的に約20年振りの豪雪となった平成18年豪雪を受けて、豪雪地帯対策基本計画が変更され、雪処理の担い手の確保、消融雪施設の整備、冬期道路対策の推進、高齢者の住まい方の検討、市町村雪対策計画の策定促進が新たに追加された。さらに、平成20年7月に策定された「国土形成計画(全国計画)」においては、雪に強い安全・安心な地域づくりのためのハード・ソフトにわたる克雪対策の充実を促進するとともに、親雪、利雪の観点から、雪や地域の文化を活用した産業振興と地域活性化等を図るとしている。

本県においては、平成元年3月に、長期的、総合的な雪対策として、「滋賀県総合雪対策プラン」を策定し、その後、平成12年に改定を行い、これに基づく施策の展開により成果を上げてきたが、こうした諸情勢の変化を踏まえ、雪対策を今後とも推進するため、「滋賀県総合雪対策プラン」の第2次改定を行うものである。

## 第2節 計画の性格

本計画は、「雪に負けない、雪に親しみ、さらには雪を利用する」総合的な雪対策を具現化していくための基本となるべき性格を有するとともに、行政、県民、関係機関等が一体となって雪に関する諸施策を推進していくための基本的方向を示したものであり、豪雪地帯対策特別措置法に基づく道府県豪雪地帯対策基本計画に位置づけるものである

また、計画の推進にあたっては、行政、県民、関係機関等がそれぞれの役割を自覚し、相互に密接な連携を図りながら雪対策を進めていくこととする。

## 第2章 計画の基本的方向

### 第1節 計画の目標像

雪対策の目標は、降積雪にかかわらず地域住民にとって安全かつ快適でしかも活力に満ちた地域社会づくりを進めることにある。

#### (1) 雪に負けない湖国

長期的な視点に立ち、様々な克雪対策が環境の保全や高齢化、高度情報化などに配慮しつつ推進されることによって、屋根雪おろしや除排雪など雪が地域住民に与える不便や労苦が軽減されるとともに、降積雪にかかわらず、人、物、情報が円滑に移動し、生産、流通、消費等の経済社会がいきいき展開される。

#### (2) 雪に親しみ、雪を利用する湖国

冬季の交流イベントや雪国文化の継承など、雪の持つ資源としての価値を生かした親雪・利雪対策が推進されることによって、雪国を舞台としてあらゆる地域、人びとのいきいきした活動や、都市と農村との交流・連携が促進されるとともに、雪国ならではの地域産業づくりも進められ、うるおいと活力ある地域社会が形成される。

### 第2節 計画の基本的方向

目標像の実現に向けて、次の基本的方向に基づき、長期的、総合的な雪対策を推進する。

#### (1) 雪対策の基礎づくり

地域的、経年的にも降積雪変動の大きい本県の特性を踏まえ、迅速で的確な雪処理を進めるとともに、雪国での楽しみを広く伝えていくため、正確で多様な雪情報の収集・伝達に努める。

近年、科学技術の進展はめざましく、雪対策においても調査研究活動を積極的に進める。

一方、降積雪の影響は、日常生活、交通、産業活動などあらゆる分野にわたることから、行政、県民、関係機関が雪を理解し、連携して対策に取り組む県民総参加の雪対策体制づくりに努める。

#### (2) 雪に負けない郷土づくり

防除雪体制や融雪施設の整備等により道路交通の確保に努めるとともに、核家族化や高齢化が進む中で屋根雪おろしの負担が増していることから、克雪住宅の普及等により雪に強い家づくりを進める。

また、除雪機械や融雪施設の整備等の克雪対策の推進とともに、まちづくり計画等に雪対策を取り込み、長期的、計画的にまち全体を雪に強い都市構造へ再構築する。

一方、雪は、教育・文化、福祉・保健・医療・介護、消防・救急等の社会生活分野や農林、商工業等の産業分野などに大きな影響を与えることから、高齢化の進展など社会情勢の変化を踏まえ、各分野において雪に配慮した施策の展開を進める。

また、毎年の降積雪による影響に対する的確な対応を実施することはもちろん、豪雪時の機動的な対応策を講じる。

### (3) 雪に親しむ郷土づくり

雪とともに生きる生活をより一層豊かなものとするとともに、人びととの交流による地域の活性化を実現するため、雪の持つ資源としての価値を積極的に利用した雪まつりなどの交流イベントの開催、観光・レクリエーションの振興、雪国文化の継承など雪に親しみ、雪を生かす、親雪・利雪対策を積極的に促進する。



## 第2編 施策の展開

### 第1章 雪対策の基礎づくり

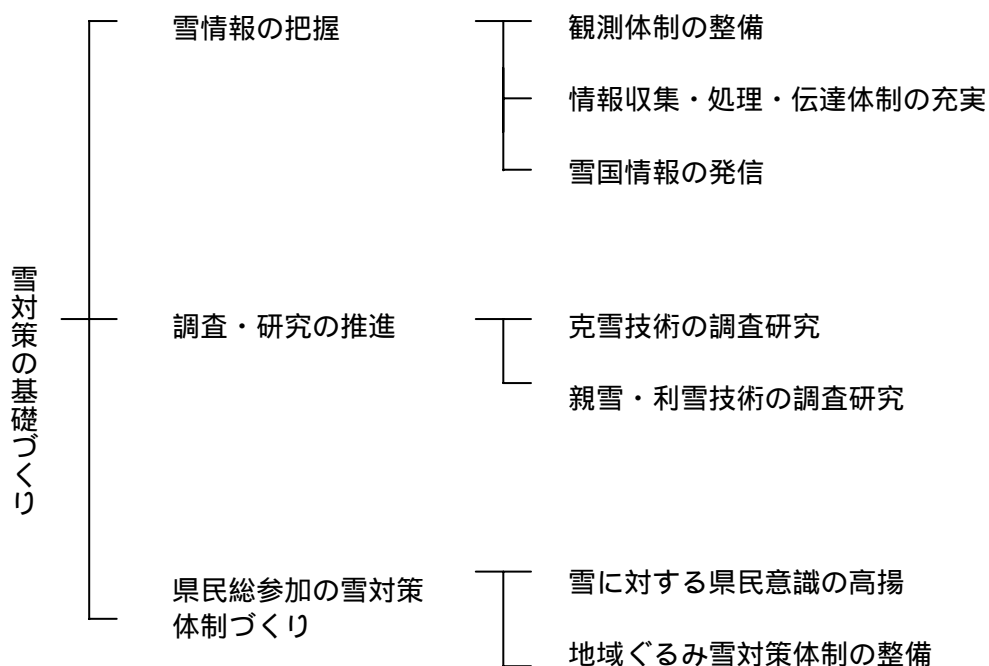
降積雪期でも快適な日常生活と円滑な社会経済活動を遂行するためには、雪にかかわる正確で多様な情報を把握し、的確、迅速に雪対策を行う必要がある。

そのためには、気象情報等の観測体制の整備を進めるとともに、多様な雪情報等の収集・処理・伝達体制の充実を図ることが重要である。

また、近年の科学技術の進歩はめざましく、最新技術を雪対策に活用するための調査・研究を行う必要がある。

一方、雪対策は、住民一人ひとりの生活に深くかかわっているため、行政側の努力もさることながら、自らの地域は自らつくるという住民自治の原則に基づき、住民参加を主体とする県民総参加の雪対策体制づくりを進めることが重要である。

また、本県の降積雪は地域的に変動が大きく県民の雪に対する意識にも地域差があるが、雪対策を円滑に進めるために、県民一人ひとりが雪に対する正しい認識を持つことが基本となる。



## 第1節 雪情報の把握

### 課題

本県の雪は、経年的、地域的に降雪変動が大きく、例えば「ドカ雪」と呼ばれるように多量の降雪が一部地域に偏った降り方をしたり、「ゲリラ雪」と呼ばれるように突然の降雪に見舞われることがある。

このような気紛れな降雪に対して、本県では各土木事務所、市役所・町役場をはじめとする各観測地点に自動観測装置の設置を進め、迅速かつ正確な観測体制の整備に努めてきた。しかし、複雑な降雪特性をより正確に把握し、的確な雪対策を実施していくためには、より一層の観測体制の強化とともに、関係各機関と連携しながら降積雪情報の伝達体制を整備する必要がある。

また降積雪情報とあわせ、降積雪期の迅速かつ正確な交通情報や、雪国の生活を快適で活発にするイベントや生活文化などの総合的な雪国情報を、行政はもとより関係機関、県民に効率的・効果的に提供していくことが必要である。

このため、高度情報化の進展を踏まえた情報ネットワークの整備を図ることも必要である。

### 施策の方向

観測体制の強化等により正確で密度の高い雪情報を収集するとともに、交通情報など他の情報とあわせて、より付加価値の高い情報として、関係機関や住民に伝達する情報ネットワークの整備に努める。

#### (1) 観測体制の整備

- ・ 観測項目、観測頻度など観測内容の充実に努める。
- ・ 積雪状況等の自動観測施設および路面監視カメラの整備を進め、情報収集の迅速化と正確化を図る。
- ・ 気象台等関係機関との連携を強化し、雪情報収集の効率化を図る。

#### (2) 情報収集処理・伝達体制の充実

- ・ 国等関係機関と協調し、降積雪情報の伝達体制の整備に努める。
- ・ 事故、渋滞、道路工事等道路交通情報の収集・伝達体制の充実に努める。
- ・ 雪崩や大雪等に係る災害情報の収集処理体制の充実に努める。
- ・ 気象情報、交通情報、災害情報等を関係機関、県民等へ正確かつ迅速に伝達する道路情報システム等高度情報化に対応した情報ネットワークの整備に努める。

#### (3) 雪国情報の発信

- ・ 雪まつりなどのイベント情報、雪国の伝統行事や生活の知恵など湖国の雪国文化情報の発信に努める。
- ・ 各種情報発信ツールの広報に努める。

## 第2節 調査・研究の推進

### 課題

雪対策の円滑な推進を図るため、克雪技術、利雪技術の調査・研究活動を進めてきたところである。

しかし、近年の科学技術の進歩はめざましく、最先端技術の発展により産業はもとより日常生活も大きく変わってきている。また、環境問題への意識の高まり、高齢化や高度情報化の進展など豪雪地域をとりまく状況も変化を見せており、雪対策の推進においてもこれらの動きを取り入れて効果的かつ地域のニーズを反映したものとなることが望まれる。

そのため、最新の技術動向や社会潮流の変化等を考慮した克雪・利雪技術などの調査・研究を積極的に進めていく必要がある。

### 施策の方向

無雪期と遜色のない生活・産業活動が行えるよう、最新の科学技術を積極的に導入しながら、環境にも配慮した克雪・利雪技術の調査研究を進める。

#### (1) 克雪技術の調査研究

- ・ 地域に最適な除排雪体制や融雪施設等の整備に係る調査研究に努める。
- ・ 本県の雪特性に合った克雪住宅の普及に関する調査研究に努める。
- ・ 環境負荷の低い克雪技術の調査研究に努める。
- ・ 風力、太陽光、地熱、雪冷熱利用等環境負荷の小さい自然エネルギーの活用について調査研究に努める。
- ・ 農林業における雪害防止技術の調査研究を行う。
- ・ 雪に強いみちづくりのための技術の調査研究に努める。

#### (2) 親雪・利雪技術の調査研究

- ・ 地域住民、観光客等が雪に親しむ活動や雪を利用した地域の活性化に関する調査研究に努める。

## 第3節 県民総参加の雪対策体制づくり

### 課題

積雪地域では国・県道をはじめとする幹線道路の除雪が行政により積極的に進められているが、日常生活に密着した集落内道路の除排雪や屋根雪処理等は、地域コミュニティをはじめ多様な主体の協働による取り組みが求められる。特に、核家族化や高齢化が進展し、また、地域社会の連帯意識が低下する中で、高齢者世帯や身体障害者世帯等の雪処理は困難が伴うことから、地域で支援する体制づくりも重要となる。

一方、湖北・湖西地域を中心とする県北部地域では毎年かなりの降積雪が繰り返されるのに対して、県南部地域では雪が恒常的なものとなっていない

ことから、県民の雪に対する認識に地域差があることは否めない。降積雪期の交通安全意識の向上、豪雪時の除雪協力や雪に親しむ催事への参加など県民の雪に対する認識を一層高めるとともに、通年的な地域間の交流を進める必要がある。

#### 施策の方向

雪の多い地域も、少ない地域も、雪に対する認識を新たなものとし、行政と県民が一体となって雪対策を推進するための意識啓発を進めるとともに、高齢者世帯や身体障害者世帯に対する除雪援助の地域ネットワークづくりや、地域の活発なコミュニティ活動を基礎とした雪対策の推進を図る。

#### (1) 雪に対する県民意識の高揚

- ・ 雪国生活の紹介等を通して、広く県民に雪に対する正しい理解と交流が図られるよう努める。
- ・ 克雪住宅や小型除雪機械など日常生活に密着した雪関連機材を紹介し、克雪意識を深める。
- ・ 無雪地域の子どもたちが雪国の生活を体験するなど、雪に対する理解を深める活動を推進する。
- ・ 克雪・利雪に関するアイデア募集等により、雪に対する関心を深める。

#### (2) 地域ぐるみ雪対策体制の整備

- ・ 地域コミュニティによる積極的な除排雪活動の推進を図るため、小型除雪機械の配備や利活用技術の研修、流雪溝の整備などを進める。
- ・ 除排雪等地域ぐるみの活動の推進を図るため、自主防災組織の組織化・活性化を進める。
- ・ 降積雪期に弱い立場に置かれる高齢者世帯や身体障害者世帯に対する除雪援助の地域ネットワークづくりに努める。
- ・ 豪雪地帯の市における雪対策に関する総合的な計画の策定を促進するとともに、これを十分に考慮し、地域の特性に応じた豪雪地帯対策の推進に努める。

## 第2章 雪に負けない郷土づくり

近年、県民のライフスタイルが大きく変化している。社会活動のあらゆる面で自動車交通への依存が極めて高くなっており、雪が降っても、降らないときと同じ生活・生産活動が営める交通機能の確保が重要となっている。また、環境への配慮も重要になっている。

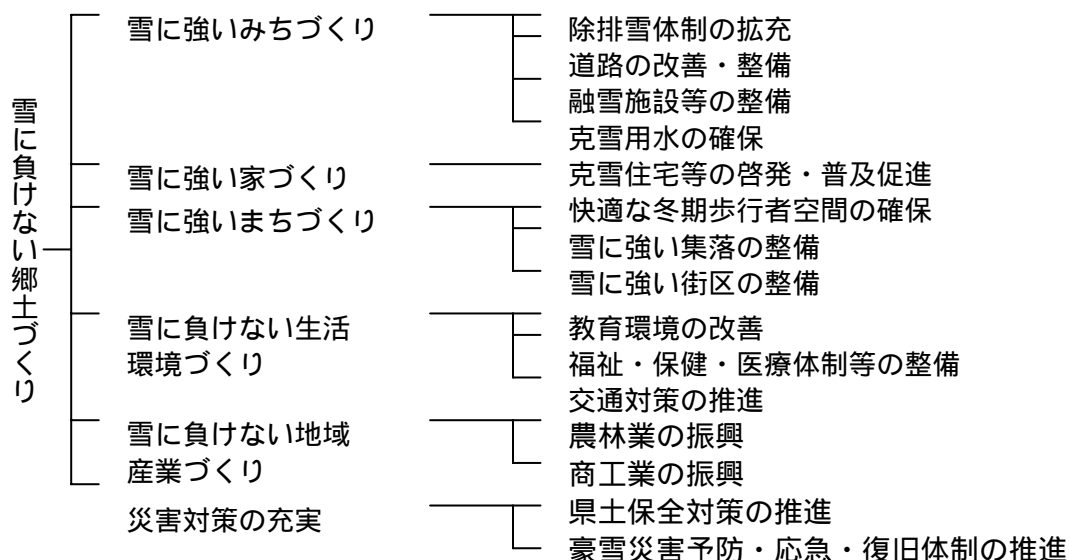
屋根雪処理は、地域住民が日常生活を営むうえで肉体的・精神的に大きな負担となっているばかりでなく、時折事故もおきている。特に今後ますます高齢化、核家族化の進展が予想される中で、冬期の良好な住環境を確保し、人口の定住を促進するためには、克雪住宅の普及など屋根雪処理対策の推進が重要である。

生活の多様化、広域化、人口の都市集中など社会経済情勢は大きく変化しており、地域社会全体が雪に負けない生活・生産機能を発揮するためには、除雪機械や消雪パイプ等の整備とともに雪国に適合した都市計画の促進や農村地域の整備などを進め、地域社会そのものを雪に強い構造へと変えていく必要がある。

また、教育・文化、福祉・保健・医療・介護、消防・救急など地域住民に密着した分野では、毎年の降積雪により機能低下を招き、特に豪雪時の著しい降積雪は孤立集落の発生や建築物の損壊など多大の影響を与えている。

雪国の安全で快適な生活環境を形成するため、地域の降積雪特性に合った生活環境施設および支援制度の整備を図るとともに、豪雪時にも耐えうるものとする必要がある。

さらに、積雪地域においては、若年層を中心とする人口の流出傾向があることや企業集積が相対的に乏しいことなどから、農林業の振興、産業の誘致など幅広い産業振興を図り、若者に魅力のある雇用機会の創出を図る必要がある。



## 第1節 雪に強いみちづくり

### 課題

降積雪期における快適な日常生活と活力ある産業活動を維持するためには、その基礎となる道路交通の確保が不可欠の条件となる。

県では、これまで毎年道路除雪計画を策定し、国、市町、関係各機関と密接に連携しながら道路除雪に努めるとともに、積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画に基づき、融雪施設の整備や除雪機械の配備等を進めてきたところである。

今後とも、道路除雪計画等に基づき道路交通の確保を図るとともに、環境への配慮など量的、質的な向上を図る必要がある。

### 施策の方向

平雪年はもとより、豪雪年においても道路交通の確保を図るため、除排雪体制の拡充強化を図るとともに、効率的な除排雪が可能となるよう、環境への影響にも配慮しつつ、道路や融雪施設の整備等を進める。また、融雪施設の整備拡充を図るための克雪用水の確保に対しても充分配慮する。

#### (1) 除排雪体制の拡充

- ・ 除排雪機械の配備やオペレーターの確保を図る。
- ・ 地域の実情に応じた除排雪体制の確保・連携を図る。
- ・ 凍結防止対策の充実を図る。
- ・ 融雪施設の適切な運転管理に努める。

#### (2) 道路の改善・整備

- ・ 堆雪帯を有する道路整備を推進し、除排雪の効率化を図る。
- ・ 交差点、急勾配、急カーブなどの改良整備を推進し、冬期交通の円滑化および除排雪活動の効率化を図る。
- ・ スノーシェッド、雪崩防止柵など道路防護施設の点検・整備を図り、雪崩等による道路交通の遮断の防止に努める。
- ・ バイパスルート、ずい道等の整備により、冬期交通の不能区間等の解消を図る。

#### (3) 融雪施設等の整備

- ・ 消雪パイプ、流雪溝等の適切な整備を行い、道路除排雪と一体となった効率的な道路交通の確保を図る。
- ・ 農業用水路、都市排水路等の利用、およびそれらの改修により、排雪機能の向上を図る。
- ・ 既存の融雪施設の保全および計画的更新に努める。

#### (4) 克雪用水の確保

- ・ 流雪溝や消雪パイプ等の整備に必要な克雪用水の確保対策として、地下水、河川水、下水処理水など地域の実情に応じた克雪用水の確保を図る。

## 第2節 雪に強い家づくり

### 課題

本県の雪は、水分を多く含んだ非常に重い雪で、家屋が倒壊する危険性を有していることから、必要に応じて屋根雪おろしを行っている。特に、高齢化の進展が著しい農山村集落では、屋根雪おろしは日常生活を営むうえで大きな負担となっている。

屋根雪おろしによる重労働から地域住民を解放するとともに、屋根雪処理に伴う事故や、建物の損壊などの被害を最小限にとどめる必要があることから、本県の降積雪や伝統的な家屋構造などの特性を踏まえ、既存住宅の耐震化を図りながら住民が取り入れやすい効果的な克雪住宅の普及など雪に強い家づくりが望まれる。

### 施策の方向

本県の特性に応じた屋根雪処理に関する啓発や克雪住宅の普及促進等に努めるとともに、高齢化の進行等を踏まえ、高齢者の安全安心な住まい方の検討を行う。

#### (1) 克雪住宅等の啓発・普及促進

- ・ 克雪住宅等に対する理解と普及促進を図るため啓発活動に努めるとともに、民間活力や補助制度等を活用しその普及に努める。
- ・ 高齢化の進行等を踏まえ、高齢者の居住に適した公的賃貸住宅のあり方など高齢者の安全安心な住まい方の検討を行う。

## 第3節 雪に強いまちづくり

### 課題

県民生活、企業活動の多様化など社会経済情勢は急激に変化しているが、降積雪期も非降積雪期と同じような快適な生活と活発な事業活動の展開が行えるためには、都市や集落そのものが雪に強い構造となる必要がある。

このため都市計画や農業農村整備事業等を活用するとともに融雪設備の整備、集落内での地域住民の除雪体制づくりが進められてきた。

今後とも、長期的に都市や集落そのものの耐雪化を進めるとともに、住民と行政が連携して歩行者空間の確保に取り組むなど地域の実情に応じた除排雪体制を拡充・強化し、雪に強いまちづくりを推進する必要がある。

### 施策の方向

雪に強い街区や集落の整備を促進するため、都市計画事業や農業農村整備事業等の活用を図る。また、歩道除雪や電線の地中化等を推進するなど、住民との連携による快適で安全な歩行者空間の確保に努める。

#### (1) 快適な冬期歩行者空間の確保

- ・ 冬期における歩行者の安全性を図るため、歩道除雪の推進を図る。
- ・ 歩道除雪等の障害となる電柱を移設したり、電線や電話線等の地中化に努める。
- ・ 冬期における快適な歩行者空間の創出に努める。

(2) 雪に強い集落の整備

- ・ 集落内の生活道路の除排雪を行うため、小型除雪機械の配備や高能率化、融雪施設等の整備などに努める。
- ・ 高齢者世帯や障害者世帯の居住家屋周辺の除排雪援助体制づくりに努めるとともに屋根雪下ろしおよび家屋周辺の除排雪に係る支援制度の整備に努める。
- ・ 家屋周辺の屋根雪や道路雪を効率的に処理するため、流雪溝の面的整備に努める。
- ・ 集落内にある農業用水路については、多面的機能のひとつである消融雪機能を増進できるよう取り組みを進める。

(3) 雪に強い街区の整備

- ・ 都市施設整備や市街地開発等の都市計画事業の推進にあたっては、積雪時における都市機能の確保を図るため、立体交差箇所等においては、消融雪施設の整備など、積雪・堆雪に配慮した街路整備を図る。

第4節 雪に負けない生活環境づくり

課題

積雪地域では、毎年恒常的な積雪に見舞われるため、交通の停滞をはじめ、教育・文化、福祉・保健・医療・介護、消防・救急などの生活環境全般にわたって大きな影響を受けている。

教育分野では、降積雪により小・中学校の休校・早退などの影響を受けており、通学路の確保や雪に負けない教育環境の整備を推進する必要がある。

県民の生命と財産を守る消防・救急活動については、道路事情の悪化による消防・救急車両の走行困難な場合があり、そのため、降積雪期においても円滑な消防・救急活動が行えるよう、道路除雪や雪に負けない消防・救急施設の整備を図る必要がある。

福祉・保健・医療・介護分野においても、積雪による交通障害から福祉・保健・医療・介護サービスを十分に受けられない地域に対して、医療機関等の関係機関やボランティア等と連携・協力しながら、福祉・保健・医療・介護体制の整備など地域福祉の向上を図る必要がある。

本県の積雪地域を走る鉄道線路は東海道新幹線、東海道本線、北陸本線、湖西線、近江鉄道があるが、豪雪時には列車の遅延等ダイヤの混乱を招くこともあり、路線バスにおいても道路交通事情により同様の影響を受けることから、交通事業者と協力しながら、公共輸送機関の円滑な運行を図る必要がある。



### 施策の方向

降積雪時においても、安全で快適な生活が確保されるよう教育・文化、福祉・保健・医療・介護、消防・救急など生活全般にわたって雪対策を推進し、雪に負けない生活環境づくりを進める。

#### (1) 教育環境の改善

- ・ 校舎、体育館等の教育施設の耐雪化に努め、降積雪時においても安心して教育が受けられるような施設づくりを進める。
- ・ 積雪による屋外運動施設の利用可能率の低下に対応して屋内運動施設の整備を図る。
- ・ 児童・生徒の通学の安全性を確保するため、通学路の除排雪を進める。

#### (2) 福祉・保健・医療・介護体制等の整備

- ・ 滋賀県保健医療計画やレイカディア滋賀プラン(滋賀県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画)、障害者福祉しがプランに基づき、積雪地域の福祉・保健・医療・介護サービスの充実に努める。
- ・ 降積雪期の高齢者や障害者の介護・福祉サービスの円滑な実施のため、必要な人材の確保に努めるとともに、生活支援を行うボランティア等人材・グループの育成、活動支援に努める。
- ・ 積雪地域の消防・救急活動が円滑に実施されるよう、消防救急施設の充実に努める。
- ・ ゴミの排出抑制と循環処理に努めるほか、降積雪時に対応したし尿・ゴミの収集体制の整備と住民協力体制の確立を図る。

#### (3) 交通対策の推進

- ・ 交通事業者と協力し、降積雪時における円滑な交通の確保を図る。
- ・ バス路線、駅等へのアクセス道路について優先的な除排雪の実施に努める。
- ・ 冬期間の運転操作や交通マナー、安全器具の装着等についての啓発に努める。
- ・ 降積雪に適合した道路交通情報システムや交通安全施設の整備を図る。

## 第5節 雪に負けない地域産業づくり

### 課題

若者に魅力のある定住環境を整備するためには、雪に負けない生活環境づくりを進めるとともに、積雪地域の地域特性に合わせた農林業や商工業の振興を推進し、多様な雇用の場を創出することが必要である。

農林業については、降積雪による麦をはじめとする農作物の生産不安定、あるいは豪雪時には農業用施設の倒壊など、厳しい自然条件の影響を受けている。このため、雪害を軽減できる安定栽培技術の研究や土壌管理の改善に努める必要がある。

林業については、冠雪害や雪圧害など林木の生育に及ぼす影響は大きなものがある。そのため、積雪地域に適した植栽方法、保育方法などの造林育林方法について調査研究、実施に努める必要がある。

商工業については、降積雪による交通障害が商品、資材の搬出入や、通勤、消費行動などに影響を及ぼし、ひいては地域経済の活性化を阻害する要因の一つになっている。

従って、道路交通の確保はもちろん、融雪施設を備えた雪に強い産業基盤を整備するとともに、積雪地域における地域産業の振興や産業の誘致あるいは消費者ニーズの多様化にマッチした冬期の魅力ある商業空間の創出に対し、支援するとともに幅広い産業振興に努める必要がある。

#### 施策の方向

降積雪による農林業への被害を防止するため、農業施設の雪害対策、積雪地域に適した栽培技術の研究や森林造成など農林業の振興に努める。また、降積雪による商工業の事業活動への障害を防止するため、道路交通の確保等克雪対策の推進を図るとともに、地域資源や自然環境を生かした地域産業の振興や産業の誘致、あるいは魅力ある商業空間の創出への支援など多様な地域産業づくりに努める。

#### (1) 農林業の振興

- ・ 降積雪地に適した品目や作付体系、耐雪型施設の普及および耐雪性品種、耐雪技術の研究に努める。
- ・ 造林木の雪起こしや間伐等保育の励行による健全な森林造成の普及に努める。
- ・ 雪害に強い複層林、針広混交林や育成天然林の造成に努める。
- ・ 雪を活用したグリーンツーリズムを推進する。

#### (2) 商工業の振興

- ・ 積雪地域で育まれた地域産業の振興を図るとともに、産業の誘致に努める。
- ・ 雪に強い商業施設等の整備を支援し、冬期の商業活動の活性化を図る。

### 第6節 災害対策の充実

#### 課題

雪崩危険箇所に対して雪崩対策事業を推進するとともに、なだれ危険地区では治山事業やなだれ防止保安林の整備を推進し、県土の保全を図る必要がある。

また著しい降積雪が交通、福祉・保健・医療・介護、消防・救急などの生活機能を阻害したり、農林産物に大きな影響を与えたり、さらには尊い生命や財産などへの被害をもたらすことも少なくない。このため、県では地域防災計画を策定し、雪害を未然に防ぐ予防対策を講ずるとともに災害発生時の応急および復旧体制の整備を進めてきた。

今後とも、地域防災計画の一層の充実を図り、災害対策に万全を期す必要がある。

#### 施策の方向

県土を保全し、雪害を最小限にとどめるため、雪崩等の災害防止対策を推進するとともに、豪雪時における災害予防・応急・復旧対策を講ずる。

##### (1) 県土保全対策の推進

- ・ 雪崩による被害の発生を防止するため、雪崩危険箇所の点検、対策施設の整備を進めるとともに、なだれ防止保安林の指定および治山事業による機能の強化を図る。

##### (2) 豪雪災害予防・応急・復旧対策の推進

- ・ 地域防災計画に基づき、災害の発生のおそれがある場合には、速やかに必要な体制をとり、関係機関と一体となって防災体制の強化充実に努める。

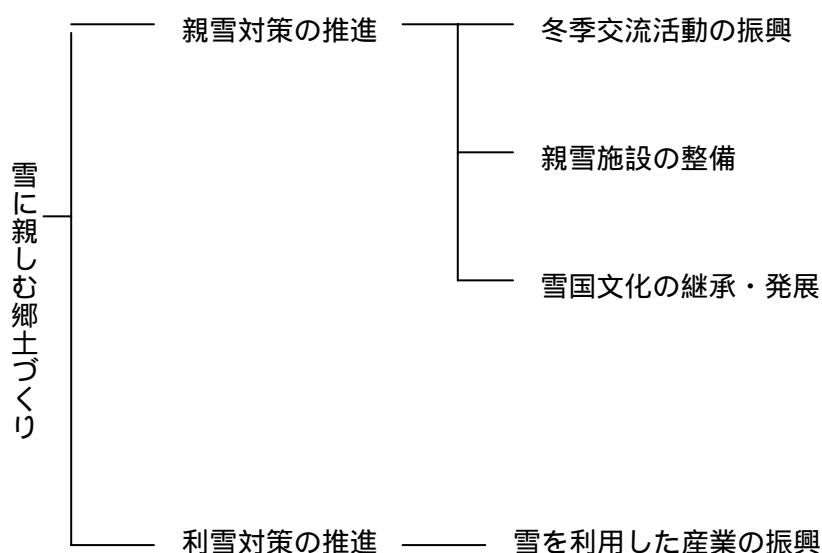
### 第3章 雪に親しむ郷土づくり

雪を単に快適な生活や円滑な産業活動を制約するものと考えのではなく、雪の持つ多面的な資源としてその価値に着目し、克雪はもちろん親雪さらには利雪に積極的に取り組んでいく必要がある。

県北部地域では雪まつりやスキーなどを通じて子どもの頃から雪に親しむとともに、雪国独自の生活習慣や伝統行事などが受け継がれ、冬の生活をうるおいのあるものとしている。

近年では人びとの余暇ニーズの多様化に対応して、スキーだけでなく様々な雪の中のレクリエーション、美しい冬の自然環境を生かした自然とのふれあい活動、観光客の誘致や郷土料理の開発・普及などが進められている。

今後とも、生活スタイルの変化で失われていく雪国文化の継承に努めるとともに、親雪施設の整備や各種イベントの開催など冬季の交流活動を通じて雪国のいきいきした生活を実現するとともに、雪国の豊かな地域特性を生かした多様な地域産業づくりを進める必要がある。



## 第1節 親雪対策の推進

### 課題

積雪地域では、スキー、雪合戦など雪を積極的に受け入れ楽しむ遊びや、冬の生活をうるおいのあるものにする伝統行事も受け継がれてきている。

こうした雪とともに生きる生活をより一層豊かなものとするためにも、冬期において各種スポーツ・レクリエーションが楽しめる屋内・屋外施設の整備、冬期の多様な文化・スポーツ活動の振興や雪国独自の文化の継承に努めてきた。

今後ともこれらの取り組みを一層推進するとともに、自然の中でのスポーツや自然観察会など人びとのニーズの高まりに応えたイベントの開催や雪国文化の継承など、人びととの交流による地域の活性化を進めるため、親雪対策を推進する必要がある。また、積雪の不安定な本県の特徴から雪だけでなく地域の冬全般を楽しむことができる取り組みも必要である。

### 施策の方向

雪国の生活を豊かなものにするとともに、無雪地域との交流を深めていくために、雪と地域の自然環境を生かしたスポーツ・レクリエーションなど雪と親しむ活動の振興や伝統行事、生活習慣など雪をとりまく文化の継承・発展に努める。

#### (1) 冬季交流活動の振興

- ・ 雪まつり、雪合戦大会、そり大会、雪だるまコンテストなど雪に親しむレクリエーションイベントの開催を図る。
- ・ 雪上の自然観察会、野鳥観察会、アニマルトラッキング、スノーシューを利用したスノートレッキング、歩くスキーなど冬の自然環境を学び、楽しむ活動の振興を図る。
- ・ スキー、スノーボード、スケート等をはじめとする冬季スポーツ大会の開催を図る。
- ・ 冬期における文化活動の振興を図る。
- ・ スキー、スケート等の教育カリキュラムへの導入を図る。
- ・ 冬季のスポーツ、自然観察など自然との交流活動を振興するため、指導者の養成を図る。
- ・ 無雪地域に雪を提供するなど地域資源を生かした交互交流を図る。
- ・ 通年的に他の地域と交流し、地域のファンを育てるような取り組みを図る。

#### (2) 親雪施設の整備

- ・ スキー場、スケート場、歩くスキーコースの整備など冬季においてスポーツに親しめる施設の充実に努める。

### (3) 雪国文化の継承・発展

- ・ 雪国において独自に醸成されてきた伝統行事や生活の知恵、雪にかかわった慣習など雪国文化を掘り起こすとともに、雪国文化の伝承・発展に努める。

## 第2節 利雪対策の推進

### 課題

雪は、多くの資源性を有しており、これらを生かし巧みに利用していくことは、地域振興の鍵となるものと考えられる。

これまでにスキー場などが整備され、雪国の特性を生かした特産品の産地直送や郷土料理の開発・普及などが進められてきた。また雪国の持つ自然の美しさや風情、各地に伝わる特色ある伝統行事などを内外に紹介し、冬季の観光の推進に努めてきた。

今後とも、これらの取り組みを一層推進するとともに、食や文化活動など冬季の新たな魅力の掘り起こしや多様なメディアを活用したPRにより、観光産業の振興など雪国の豊かな地域特性を生かした積雪地域の活性化を進める必要がある。

### 施策の方向

雪の持つ多くの資源性を利活用した、新たな地域産業の振興に努める。

### (1) 雪を利用した産業の振興

- ・ 多様な余暇活動ニーズに対応するため、湖国の歴史・文化、食、特産物、遊びなど地域特性を加味した雪国ならではの観光・レクリエーションの振興を促進する。
- ・ 冬季における湖国のイメージアップを図るため、多様なメディアを活用した観光PRの推進等を図る。

### 第3編 計画の推進

本計画は、雪に負けない、雪に親しみ、さらには雪を利用する本県の雪の特性にあった総合的な雪対策を計画的に推進するための方向を示したものである。

従って、雪による障害から県民の暮らしや産業活動を守り、冬季における快適な地域社会を形成するためには、この計画に掲げられた施策の方向に沿って、行政はもちろん関係機関そして県民がそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に密接な連携を図りながら知恵を出しあい、力をあわせて計画を着実に進めていく必要がある。

各施策の取り組みについては、その状況を把握するとともに、社会経済情勢の変化に応じ、本計画の必要な見直しを行うこととする。

#### 行政の役割

行政は、県民とともに取り組んできた総合的な雪対策の実績を踏まえ、県、市町、広域行政機構が密接に連携しながら、雪処理施設の着実な整備、行政が管理する道路等公共施設に係る公的除雪の充実、地域住民が自ら行う地域ぐるみ除雪活動への支援、あるいは豪雪災害対策等の克雪対策を進めるとともに雪対策の基礎となる雪情報の収集・提供、冬の生活に必要なルールやマナーに係る広報・啓発活動、あるいは冬の各種行催事の開催等親雪面での対応などを進め、県民が冬の快適な社会活動を行えるようなまちづくりを長期的視点に立って推進する。

また、国その他関係機関に対しては、本計画の趣旨を踏まえた克雪・親雪対策の展開を要請し、本計画の円滑な推進を図る。

#### 県民参加の推進

県民は、自らの地域は自らつくるという住民自治の原則に基づき、地域コミュニティをはじめ多様な主体の協働による自主的な除雪活動の推進等に取り組むとともに、冬に行催事に積極的に参加し、冬の生活を楽しむ姿勢を持つことも重要である。

#### 民間活力の発揮

民間団体は、地域の一員としての自覚を持ち、県民、行政と連携しながら、市街地、建物周辺の除雪や公共交通機関としての冬期交通の確保あるいは克雪・利雪技術の研究開発などを積極的に行い、冬期における産業活動の活性化に努めるとともに、スキー場等雪を生かした産業振興を図り、冬期におけるうるおいのある生活の確保に努める。

## 滋賀県の豪雪地帯および積雪寒冷特別地域

### 【豪雪地帯】

「豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項の規定に基づき、同法の政令により、30年以上の累年平均積雪積算値（毎日の積雪量の30年以上の平均値の一冬の累計）が5,000cm以上の地域で、一定の条件を満たしている道府県および市町村について指定が行われている。

滋賀県では、4市（大津市の旧堅田町、長浜市の旧長浜市、旧浅井町、旧木之本町、旧余呉町、旧西浅井町、米原市の旧山東町、旧伊吹町、高島市の旧マキノ町、旧今津町、旧朽木村）である。

### 【特別豪雪地帯】

「豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき、豪雪地帯のうち、積雪の度が特に高く、かつ、積雪により長期間自動車の交通が途絶する等により、住民の生活に著しい支障を生ずる地域について指定が行われている。

長浜市の旧余呉町のみである。

### 【積雪寒冷特別地域】




道路交通の確保を目的として制定された「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法」（昭和31年法律第72号）第3条第1項の規定に基づき、同法の政令により、2月の積雪の深さの最大値の累年平均（最近5年以上の間）が50cm以上の地域、または1月の平均気温の累年平均が摂氏零度以下の地域とされている。

滋賀県では、豪雪地帯の4市を含む5市3町（大津市、彦根市、長浜市、高島市、米原市、豊郷町、甲良町、多賀町）である。



滋賀県の豪雪地帯および積雪寒冷特別地域図

凡 例

-  特別豪雪地帯 + 積雪寒冷特別地域
-  豪雪地帯 + 積雪寒冷特別地域
-  積雪寒冷特別地域

